

バス路線を見直しませぬ



鳥取県は、広域路線バス補助制度の見直しを、今年10月の運行分から検討しています。その取り組みとして県内の市町村で、路線バス利用実態調査を行いました。町でもその調査などを参考にしてバス事業者と協議をしています。

広域路線バス補助制度の見直しとは

鳥取県は広域バス路線を維持するため、これまで国の補助対象となっていない広域路線を県の単独補助制度の対象として、赤字額を関係市町村と補助してきました。

バス路線利用実態調査から、主な利用者は学生や高齢者であること、運行時間や経路などが実態に合わない

路線もあることなどが判明しました。

現行の補助制度では、複数市町村をまたがって運行し、平均乗車密度1.5人以上の路線については補助率2分の1（1.5人未満については補助率5分の2）となっています。見直し案では「平均乗車密度2人以上」を補助対象基準とします。

路線バスの現状

路線バスは、子ども、学生、高齢者といった交通弱者にとって大切な交通手段となっています。運行継続のためには、利用料金だけでは維持できず、赤字額は、県と町で負担しています。その負担割合は、各市町村内の走行距離により按分されます。しかし、年々、

県・市町村の財政負担が膨らんできているのが現状です。

補助制度の見直しで、補助対象外となる可能性が高い町内路線があります。路線維持のためには、便数の削減や土・日・祝日などの運休、路線の統合なども検討する必要があります。

平成17年度路線バス運行経費と、名和巡回バス運行経費は次ページ表のとおりです。

路線の見直し

町内には、現在民間バス会社が運行する13路線と名和巡回バスがあります。

②③⑧の大山寺・草谷上・香取・別所・佐摩から米子駅の計7路線は、JRとの